

報告第6号

専決処分について報告の件

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

令和3年7月27日提出

芽室町長 手 島 旭

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

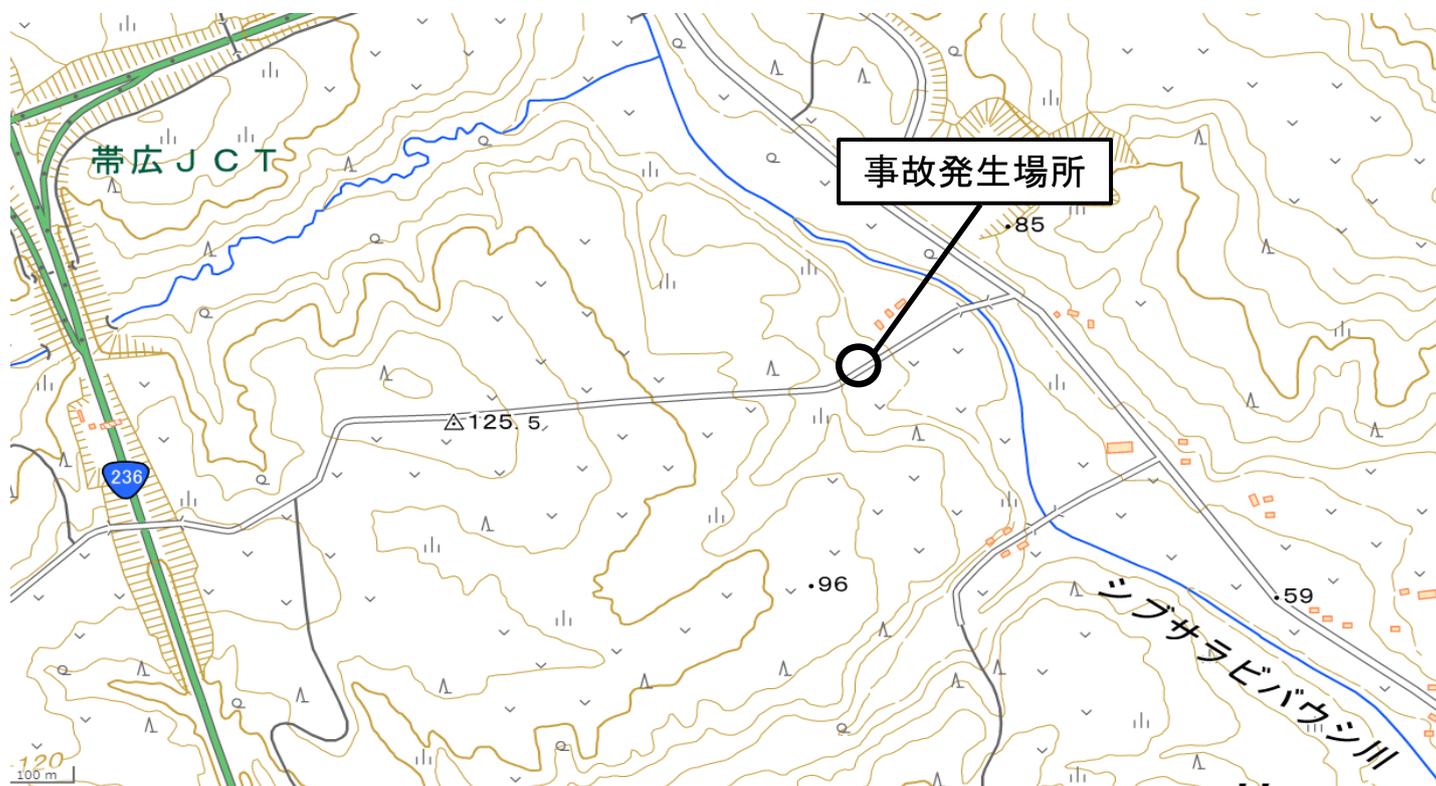
- 1 損害賠償の額 34,368円
- 2 損害賠償の相手方 札幌市中央区大通西14丁目7番地
東日本電信電話株式会社北海道事業部
設備部長 飯島 隆浩

令和3年6月21日 専決処分

説 明

令和3年5月10日午後4時頃、町道西士狩国見線を北東から南西へ砂利敷作業中、芽室町西士狩北8線27番地8地先の架空引込線に接触し、損傷させたものであります。

位置図



事故発生状況図

